資料　３

平成１５年６月２３日
総務部市町村課

住民基本台帳カード関係経費等実態調査結果について

１　調査の概要

住民基本台帳カードに関して、平成１５年度の予算措置状況や交付手数料条例の制定等の状況を把握するため、総務省が本年４月に行った調査をもとに、６月１０日時点で再調査を行った。

２　調査結果の概要

（１）住基カードの予算措置状況

・１５年度当初予算計上（３月議会）　　６１団体
・補正予算対応（６月議会）　　５１団体
（うち２団体は当初予算を増額補正）
・６月補正見送り　　１０団体

（２）住基カード発行予定数（予算上の数値）

約２８，５００枚（長野県人口の１．３０％）

（３）住基カードの交付手数料条例制定状況

・３月議会制定　　１団体
・６月議会提出　　１０５団体
・６月議会提出見送り　　１４団体

（４）住基カードの交付手数料

ほとんどが５００円としているが、上伊那１０市町村は３００円に統一。

（５）住基カードの発行方法

住基カードは市町村自らカード発行機を導入して発行することが基本とされているが、人口３万人以下の市町村にあっては、(財)地方自治情報センター等に住基カードの発行を委託することが可能となっている。

１００団体が発行委託の予定であるが、うち上伊那７町村は上伊那情報センターに委託の予定。

（６）住基カード利用条例の制定状況

上伊那１０市町村が６月議会に利用条例を提出（８月２５日からのサービス開始を予定)。ほか１市が平成１６年度からのサービス開始を計画中。

独自利用のサービス内容は、自動交付機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行サービス等。

なお、現時点で住基カードの独自利用を考えていない団体は８０、未定としている団体は２９。